

平成21年8月13日

投資主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
クレッシェンド投資法人
執行役員 轉 充 宏

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合は、後記の参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年8月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項の規定に従い、本投資法人の規約において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の規約抜粋>

第14条 第1項及び第2項

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年8月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京4階「プリマヴェーラⅠ」
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面の提出が必要となりますので、ご了承下さい。なお、代理人は、本投資法人の議決権を有する他の投資主様1名に限らせて頂きます。

以 上

【お願い】 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

【ご案内】 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.c-inv.co.jp/>) に掲載します。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告会」を実施する予定であります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）その他投資法人に関する法令が整備・改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による投資証券の電子化に対応するため、必要な字句の修正を行うものであります。
- (3) 「租税特別措置法」の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたこと及び合併時の税務上の特例を受けるための要件が新設されたことに伴い、必要な字句の修正及び規定の整備を行うものであります。
- (4) 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行及び投信法の改正により、資産運用の対象となる資産の定義変更が行われたことに伴い、資産運用の対象とする資産の種類及び範囲の見直しを行うとともに、必要な字句の修正及び規定の整備を行うものであります。
- (5) 投資主総会に出席できる代理人たる投資主の数を1名とするとともに、役員会の決議をもって投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使できるものとするため、必要な字句の修正及び規定の整備を行うものであります。
- (6) その他、字句の修正、表現の統一、条文の整理及び定義の明確化を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に<u>掲げる</u>資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に<u>掲げる</u>資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に<u>掲げる</u>資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p>第3条 (本店の所在地) この投資法人は、本店を東京都港区に置く<u>こと</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条 (発行可能投資口総口数) 1. この投資法人の発行可能投資口総口数は200万口とします。 2. (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に<u>定める</u>資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に<u>定める</u>資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に<u>定める</u>資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p>第3条 (本店の所在地) この投資法人は、本店を東京都港区に置く<u>もの</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条 (発行可能投資口総口数) 1. この投資法人の発行可能投資口総口数は、<u>200</u>万口とします。 2. (現行通り)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（投資主の請求による投資口の払戻し） この投資法人は、投資主（<u>実質投資主（株券の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。）第30条及び第39条の2に規定する預託投資証券の共有者をいいます。）</u>を含みます。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しをしない<u>こと</u>とします。</p> <p>第7条（投資口取扱規程） この投資法人の<u>発行する投資証券の種類並びに投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じ。）</u>への記載又は記録、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。</p> <p>第8条（最低純資産額） この投資法人の最低純資産額は5,000万円とします。</p>	<p>第6条（投資主の請求による投資口の払戻し） この投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しをしない<u>もの</u>とします。</p> <p>第7条（投資口取扱規程） この投資法人の投資主名簿への記載又は記録、その他投資口に関する手続は、<u>法令又は本規約に定めるもののほか、役員会の定める投資口取扱規程によるもの</u>とします。</p> <p>第8条（最低純資産額） この投資法人の最低純資産額は、<u>5,000</u>万円とします。</p>
<p>第3章 投資主総会</p>	<p>第3章 投資主総会</p>
<p>第9条（招集）</p> <p>1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第10条（招集の公告、通知） 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して、<u>書面</u>をもってその通知を發します。</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、<u>役員会</u>が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します。</p> <p>2. （現行通り）</p> <p>第10条（招集の公告、通知） 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を發します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれに当たります。但し、全ての執行役員に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれに代ります。</p> <p>第12条（決議）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。</p> <p>2. 投資主は、この投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面をこの投資法人に提出することを要します。</p> <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。</p>	<p>第11条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、<u>役員会が</u>予め定めた順序により執行役員の1名がこれに当たります。但し、全ての執行役員に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれに代わります。</p> <p>第12条（決議）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は<u>本規約</u>に別段の定めがある場合のほか、発行済投資口の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。</p> <p>2. 投資主は、この投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面をこの投資法人に提出することを要します。</p> <p>第13条（議決権の行使）</p> <p>1. 投資主総会に出席しない投資主は、<u>議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」といいます。）</u>によって議決権を行使することができます。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</p> <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</p> <p>第15条 (基準日)</p> <p>1. この投資法人は、<u>第33条に定める決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、決算日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をその招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議によって、予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をその権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします。</p>	<p>2. <u>この投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使できる旨を定めることができます。電磁的方法による議決権の行使は、法令に定めるところにより、この投資法人の承諾を得て、法令に定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの投資法人に提供して行うものとします。</u></p> <p>3. <u>書面によって行使した議決権の数及び電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</u></p> <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</p> <p>第15条 (基準日)</p> <p>1. この投資法人は、<u>直前の決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、当該決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議によって、予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期） 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべきときまでとします。</p> <p>第19条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。</p> <p>第20条（役員会の招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員会は、執行役員が1名の場合は<u>その執行役員が</u>、執行役員が2名の場合は、<u>役員会招集権者が招集し</u>、その議長となります。 2. 役員会招集権者は、予め役員会において定める<u>こと</u>とします。 3. 役員会招集権者以外の執行役員は投信法第113条第2項の<u>規定</u>により、監督役員は投信法第113条第3項の<u>規定</u>により、役員会の招集を請求することができます。 4. 役員会を招集するには、役員会の日の3日前までに各執行役員及び各監督役員に対してその通知を発する<u>こと</u>とします。但し、緊急の必要<u>又は</u>執行役員及び監督役員の全員の同意がある場合には、<u>更に</u>これを短縮することができます。 <p>第21条（役員会の運営） 役員会に<u>関しては</u>、<u>この規約に規定するもの</u>のほか、役員会の定める役員会規程によるものとします。</p>	<p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期） 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべき<u>時</u>までとします。</p> <p>第19条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は<u>本規約</u>に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。</p> <p>第20条（役員会の招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員会は、執行役員が1名の場合は<u>当該執行役員が</u>、執行役員が2名の場合は役員会招集権者が招集し、その議長となります。 2. 役員会招集権者は、予め役員会において定める<u>もの</u>とします。 3. 役員会招集権者以外の執行役員は投信法第113条第2項の<u>定め</u>により、監督役員は投信法第113条第3項の<u>定め</u>により、役員会の招集を請求することができます。 4. 役員会を招集するには、役員会の日の3日前までに、<u>各</u>執行役員及び各監督役員に対してその通知を発する<u>もの</u>とします。但し、緊急の必要<u>がある場合はこれを短縮し</u>、執行役員及び監督役員の全員の同意がある場合には、これを短縮し<u>又は招集手続を省略</u>することができます。 <p>第21条（役員会の運営） 役員会の運営は、<u>法令又は本規約に定めるもの</u>のほか、役員会の定める役員会規程によるものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第22条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>この投資法人は、投信法第115条の6第1項の執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める額</u>から、当該執行役員又は監督役員がその在職中にこの投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます。</p> <p>第23条（執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。</p> <p>(1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1人当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払う<u>こと</u>とします。</p> <p>(2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1人当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払う<u>こと</u>とします。</p>	<p>第22条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>この投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償の責任を負う額</u>から、当該執行役員又は監督役員がその在職中にこの投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として<u>法令に定める方法</u>により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます。</p> <p>第23条（執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。</p> <p>(1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払う<u>もの</u>とします。</p> <p>(2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払う<u>もの</u>とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="268 304 721 336">第5章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="204 389 459 421">第25条 (投資態度)</p> <ol data-bbox="242 434 785 1411" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="242 434 561 465">1. (記載省略) <li data-bbox="242 479 785 869">2. この投資法人は、特定不動産（この投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とします。 <li data-bbox="242 882 561 913">3. ～4. (記載省略) <li data-bbox="242 927 785 1317">5. 運用に当たっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（<u>第26条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいいます。</u>）及び不動産対応証券への投資を行います。 <li data-bbox="242 1330 561 1411">6. (記載省略) (新 設) 	<p data-bbox="874 304 1327 336">第5章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="810 389 1066 421">第25条 (投資態度)</p> <ol data-bbox="849 434 1391 1993" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="849 434 1168 465">1. (現行通り) <li data-bbox="849 479 1391 869">2. この投資法人は、特定不動産（この投資法人が取得する特定資産のうち、<u>不動産</u>、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を、<u>100分の75以上とします。</u> <li data-bbox="849 882 1168 913">3. ～4. (現行通り) <li data-bbox="849 927 1391 1317">5. 運用に当たっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（<u>次条第2項に定める資産のうち、<u>不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいいます。</u></u>）及び不動産対応証券への投資を行います。 <li data-bbox="849 1330 1168 1361">6. (現行通り) <li data-bbox="849 1375 1391 1993">7. この投資法人は、この投資法人の有する<u>資産の総額のうち</u>に占める<u>不動産等（不動産（「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいいます。以下この項において同じ。）</u>、<u>不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の割合を、100分の70以上とします。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. この投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、第2項及び第3項に<u>掲げるものを</u>いいます。</p> <p>2. 不動産等とは、次に<u>掲げるものを</u>いいます。</p> <p>(1)～(3)（記載省略）</p> <p>(4) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、<u>「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号において定義される有価証券（以下「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。</u>）</p> <p>(5) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除きます。</u>）</p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う第1号から第5号までに<u>掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）</u></p>	<p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. この投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、第2項及び第3項に<u>定めるものを</u>いいます。</p> <p>2. 不動産等とは、次に<u>定めるものを</u>いいます。</p> <p>(1)～(3)（現行通り）</p> <p>(4) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含みます。）</p> <p>(5) 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う第1号から第5号までに<u>定める資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいいます。</p> <p>(1) 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に<u>規定する</u>優先出資証券</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第12項に<u>規定する</u>受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第22項に<u>規定する</u>投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に<u>規定する</u>特定目的信託の受益証券(前項第4号又は第5号に<u>掲げる</u>資産に投資するものを除きます。)</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に<u>掲げる</u>特定資産のほか、次に<u>掲げる</u>資産により運用します。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(7) <u>不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に<u>定める</u>ものをいいます。</p> <p>(1) 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に<u>定める</u>優先出資証券</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第7項に<u>定める</u>受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第15項に<u>定める</u>投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に<u>定める</u>特定目的信託の受益証券(前項第4号、第5号又は第7号に<u>定める</u>資産に投資するものを除きます。)</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に<u>定める</u>特定資産のほか、次に<u>定める</u>資産により運用します。</p> <p>(1) <u>預金(譲渡性預金を含みません。)</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) <u>以下に掲げる有価証券</u></p> <p><u>(ア) 国債証券</u></p> <p><u>(イ) 地方債証券</u></p> <p><u>(ウ) 特別の法律により法人の発行する債券</u></p> <p><u>(エ) 社債券（新株予約権付社債券を除きます。）</u></p> <p><u>(オ) 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「証券取引法」といいます。）第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>(カ) コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>(キ) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、上記(ア)から(カ)までの証券又は証書の性質を有するもの</u></p> <p><u>(ク) 貸付信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の3で定めるものをいいます。但し、第3項第2号に定めるものを除きます。）</u></p> <p><u>(ケ) 投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。但し、第3項第3号に定めるものを除きます。）</u></p> <p><u>(コ) 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）</u></p>	<p>(2) <u>有価証券（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(サ) <u>外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(シ) <u>外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(ス) <u>オプションを表示する証券又は証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(セ) <u>預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記(ア)から(エ)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）</u></p> <p>(ソ) <u>外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書（証券取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(タ) <u>貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(チ) <u>外国法人に対する権利で、上記(タ)の権利の性質を有するもの（証券取引法第2条第2項第2号で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(2) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいいます。）</u></p>	<p>(3) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるものをいいます。但し、本項第1号に定めるものに該当するものを除きます。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) <u>金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有します。）に係る権利</u></p> <p>(4) <u>商標権（商標法（昭和34年法律第127号）に定めるものをいいます。但し、この投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び第2項に掲げる不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限ります。）</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>(5) 地役権</p> <p>(6) <u>建設仮勘定（投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。）</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>(7) <u>動産（民法で規定されるものうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加された物件等）</u></p>	<p>(4) <u>デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいいます。）</u></p> <p>(5) <u>「商標法」（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に定める商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権（以下「商標権等」といいます。）のうち、この投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び本条第2項に定める不動産等と併せて取得することが適当と認められるもの</u></p> <p>(6) <u>「温泉法」（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p> <p>(7) 地役権</p> <p>(8) <u>建設仮勘定（投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。）</u></p> <p>(9) <u>資産流動化法第2条第6項に定める特定出資</u></p> <p>(10) <u>「著作権法」（昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。）に定める著作権等</u></p> <p>(11) <u>動産（「民法」（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）第86条第2項に定めるものをいいます。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) <u>特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と法令、株式会社東京証券取引所及び社団法人投資信託協会が認めるもの</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(9) <u>第4号乃至第8号に規定される資産を信託する信託の受益権</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(12) <u>組合の出資持分（民法第667条に定めるもののうち、有価証券に該当するものを除きます。）</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(13) <u>第1号から第12号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産</u></p>
<p>第27条（投資制限）</p>	<p>第27条（投資制限）</p>
<p>1. 前条第4項第<u>1</u>号及び第<u>2</u>号に定める有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします。</p>	<p>1. 前条第4項第<u>2</u>号及び第<u>3</u>号に定める有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします。</p>
<p>2. 前条第4項第<u>3</u>号に<u>掲げる金融デリバティブ取引に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るもの</u>とします。</p>	<p>2. 前条第4項第<u>4</u>号に<u>定めるデリバティブ取引に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るもの</u>とします。</p>
<p>第28条（組入資産の貸付け）</p>	<p>第28条（組入資産の貸付け）</p>
<p>1. この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）を第三者に賃貸（駐車場、看板等の設置等を含みます。）し又は信託受託者等をして第三者に賃貸させます。</p>	<p>1. この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）を第三者に賃貸（駐車場、看板等の設置等を含みます。）し、<u>又は信託受託者等をして</u>第三者に賃貸させます。</p>
<p>2. (記載省略)</p>	<p>2. (現行通り)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 運用資産に属する不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）及びこれに付随する動産以外の資産の貸付けは行わない<u>こと</u>とします。</p> <p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. この投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第<u>6</u>号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 （記載省略）</p> <p>(3) 第26条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、<u>証券業協会等</u>が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価することができるものとします。</p>	<p>3. 運用資産に属する不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）及びこれに付随する動産以外の資産の貸付けは、<u>行わないもの</u>とします。</p> <p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. この投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(1) （現行通り）</p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第<u>7</u>号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 （現行通り）</p> <p>(3) 第26条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、<u>認可金融商品取引業協会等</u>が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、<u>取得原価</u>で評価することができるものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 第26条第4項第<u>1</u>号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、<u>証券業協会</u>等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。</p> <p>(5) 第26条第4項第<u>2</u>号に定める金銭債権 （記載省略）</p>	<p>(4) 第26条第4項第<u>2</u>号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、<u>認可金融商品取引業協会</u>等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。</p> <p>(5) 第26条第4項第<u>3</u>号に定める金銭債権 （現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 第26条第4項第<u>3</u>号に定める金融デリバティブ取引に係る権利取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。</p>	<p>(6) 第26条第4項第<u>4</u>号に定めるデリバティブ取引に係る権利取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られれば、<u>その価額とします。</u>公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。<u>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとします。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) その他の資産 上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。</p> <p>(1) 第26条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 <u>収益還元法により求めた評価額</u></p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第6号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、<u>決算日</u>とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。</p>	<p>(7) その他の資産 上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>により付されるべき評価額をもって評価します。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。</p> <p>(1) 第26条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 <u>原則として不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額</u></p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (現行通り)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として決算日とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（保有不動産に係る減価償却算定方法）</p> <p>保有不動産の設備等の減価償却額の算定方法は、定額法を採用します。但し、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。</p>	<p>第30条（保有不動産に係る減価償却算定方法）</p> <p>保有不動産の設備等の減価償却額の算定方法は、定額法を採用します。但し、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、<u>他の算定方法</u>により算定することができるものとします。</p>
<p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <p>1. 資産の効率的な運用<u>並びに</u>運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の返済を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ<u>或いは</u>投資法人債の発行を行います。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るもの</u>とします。</p> <p>4. （記載省略）</p>	<p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <p>1. 資産の効率的な運用<u>及び</u>運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の返済を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ<u>又は</u>投資法人債の発行を行います。</p> <p>2. （現行通り）</p> <p>3. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15第1項第1号ロに定める機関投資家に限るもの</u>とします。</p> <p>4. （現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能<u>所得金額</u>（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします（<u>但し、分配可能金額を上限とします。</u>）。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立ることができます。</p> <p>(3) （記載省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額</u>等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に<u>定める投資法人の課税の特例</u>（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能<u>利益の額</u>（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（<u>法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。</u>）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立ることができます。</p> <p>(3) （現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。</p> <p>(1) 分配可能金額が<u>配当可能所得金額</u>に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとしてこの投資法人が決定した金額</p> <p>(2) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向によりこの投資法人が適切と判断する場合、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度としてこの投資法人が決定した金額</p> <p>3. 分配金の分配方法 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され、<u>又は記録</u>されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第33条 (決算日及び営業期間) この投資法人の決算日は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。</p> <p>(1) 分配可能金額が<u>配当可能利益の額の100分の90に相当する金額</u>に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとしてこの投資法人が決定した金額</p> <p>(2) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向によりこの投資法人が適切と判断する場合は、<u>当期</u>における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度としてこの投資法人が決定した金額</p> <p>3. 分配金の分配方法 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され<u>又は記録</u>されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。</p> <p>4. (現行通り)</p> <p>第33条 (決算日及び営業期間) この投資法人の決算日は、毎年5月31日及び11月30日とします。また、<u>営業期間</u>は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第36条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、1 営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、決算日後3ヵ月以内に会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p> <p>第 8 章 <u>投資信託委託業者</u>、資産保管会社及び一般事務受託会社</p> <p>第37条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託） 1. この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>投資信託委託業者</u>」といいます。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」といいます。）については第三者へ委託します。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第36条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、1 営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、決算日後3ヵ月以内に、<u>会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</u></p> <p>第 8 章 <u>資産運用会社</u>、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第37条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託） 1. この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」といいます。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」といいます。）については、第三者へ委託します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、<u>発行する投資法人債の原簿の作成及び備置き</u>その他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。）は、<u>募集の都度</u>、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。</p> <p>第38条（<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p><u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>	<p>2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、<u>投資法人債原簿の作成及び備置き</u>その他の投資法人債原簿に関する事務、<u>投資法人債券の発行</u>に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。）は、<u>適宜</u>、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。</p> <p>第38条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p><u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>

現 行 規 約		変 更 案	
報 酬	計算方法と支払時期	報 酬	計算方法と支払時期
運用報酬1	<p>営業期間毎に、運用資産（*1）の期中平均残高（*2）の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。</p> <p>400億円以下の部分 0.60%</p> <p>400億円超1,000億円以下の部分 0.40%</p> <p>1,000億円超の部分 0.15%</p> <p>*1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。 (以下記載省略)</p>	運用報酬1	<p>営業期間毎に、運用資産（*1）の期中平均残高（*2）の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。</p> <p>400億円以下の部分 0.60%</p> <p>400億円超1,000億円以下の部分 0.40%</p> <p>1,000億円超の部分 0.15%</p> <p>*1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める有価証券（<u>国債証券等に限りません。</u>）を除きます。）をいいます。 (以下現行通り)</p>
運用報酬2	(記載省略)	運用報酬2	(現行通り)
運用報酬3	(記載省略)	運用報酬3	(現行通り)
<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">第9章 附 則</p> <p><u>第39条（経過措置）</u></p> <p><u>この規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）第5条の施行日から有効となるものとします。</u></p>		<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員轉充宏は、平成21年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。任期は、平成21年8月31日から2年間となります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成21年7月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
轉 充 宏 (昭和40年1月11日生)	平成元年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成2年10月 株式会社クレフィン出向 平成3年7月 伊藤忠総合ファイナンス株式会社出向 平成5年10月 伊藤忠商事株式会社復帰 平成11年1月 伊藤忠キャピタル証券株式会社出向 平成12年3月 株式会社クレッシェンド(現カナル投信株式会社)設立 代表取締役就任(現任) 平成17年1月 本投資法人執行役員就任(現任)	—

(注) 執行役員候補者轉充宏は、本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼職しておりますが、「証券取引法等の一部を改正する法律」第5条の規定により改正される前の投信法第13条の規定に基づき、平成16年12月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。平成21年8月28日以降、最初に開催する投資主総会の開始のときまでに執行役員に就任した場合、任期は、平成23年8月30日まで（但し、法令の範囲に限ります。）となります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成21年7月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
小林 一郎 (昭和34年5月23日生)	昭和59年4月 平成3年9月 平成5年11月 平成14年4月 平成15年4月	株式会社鴻池組入社 米国ビジネススクール留学 株式会社鴻池組復帰 カナル投信株式会社入社 同社取締役運用部長就任（現任）	—

(注) 補欠執行役員候補者小林一郎は、本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社の取締役であるため、本投資法人の執行役員に就任することについて、「証券取引法等の一部を改正する法律」第5条の規定により改正される前の投信法第13条の規定に基づき、平成19年8月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ております。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員大坪和敏、横山榮一郎及び杉浦孝司は、平成21年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。任期は、平成21年8月31日から2年間となります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
1	大坪 和敏 (昭和43年3月25日生)	平成9年4月 平成9年4月 平成12年5月 平成14年9月 平成17年8月	弁護士登録 坂本法律事務所入所 馬場・澤田法律事務所入所 (現任) 那須興業株式会社取締役 (非常勤) 就任 本投資法人監督役員就任 (現任)	—
2	横山 榮一郎 (昭和19年4月4日生)	昭和44年4月 昭和63年11月 平成3年8月 平成4年8月 平成18年5月 平成18年6月 平成19年8月	トレーダックスジャパン株式会社(現株式会社カーギルジャパン) 入社 KPMG PEATMARWICK (現KPMG 税理士法人) 入社 公認会計士登録 税理士登録 横山公認会計士事務所開業 (現任) アークアウトソーシング株式会社代表取締役就任(現任) 日本商品先物取引協会監事 (非常勤) 就任(現任) 本投資法人監督役員就任 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
3	杉浦 孝司 (昭和12年2月5日生)	昭和34年4月	日東証券（三洋証券）株式会社入社	—
		昭和62年4月	中小企業診断士登録	
		平成7年4月	株式会社ハウジングコバヤシ入社	
		平成8年2月	社団法人中小企業診断協会埼玉県支部所属（現任）	
		平成11年8月	株式会社スコラメディア入社	
		平成14年1月	本投資法人監督役員就任（現任）	
		平成19年3月	エリアスペース株式会社取締役就任	

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

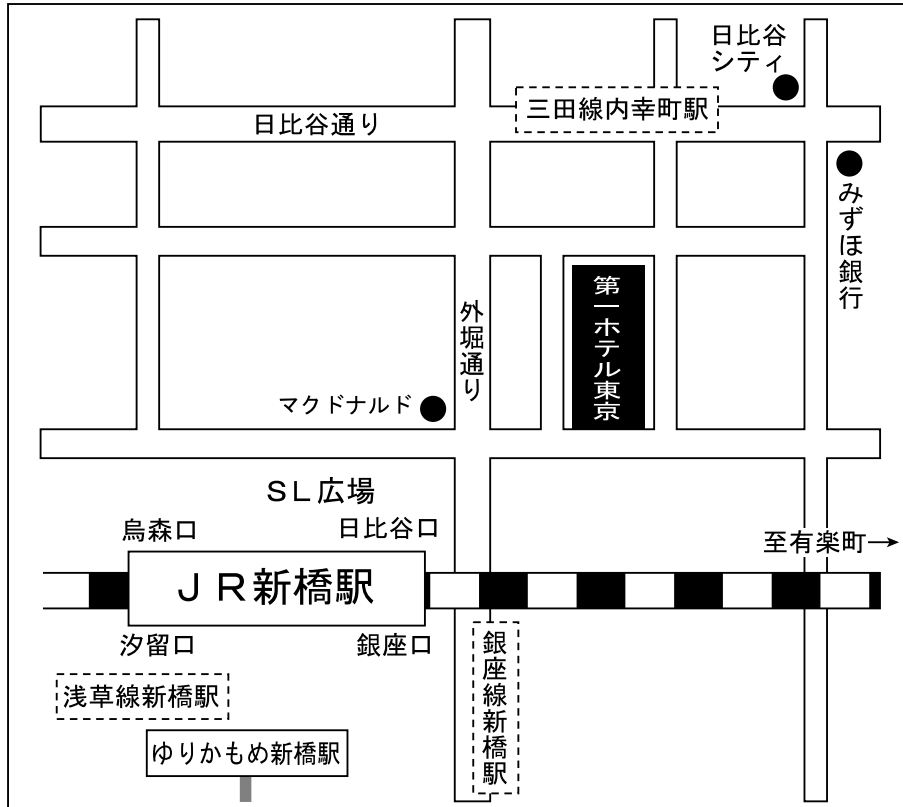
以 上

第10回投資主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京4階「プリマヴェーラ I」

電話 03-3501-4411



- JR線・東京メトロ銀座線
- 都営地下鉄浅草線
- 都営地下鉄三田線

- 新橋駅より徒歩2分
- 新橋駅より徒歩4分
- 内幸町駅より徒歩3分